

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 8 月 13 日 (金) 第 234 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (※) (障害福祉課取扱い) 1

告 示

- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (3 件) (保健医療福祉課取扱い) 2
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3

公 告

○葛輪地区特定漁港漁場整備事業計画の公表 (漁港漁場課取扱い) 3

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第47号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則 (昭和56年鹿児島県規則第64号) の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 2 項 第 3 号 を 削 る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第880号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 3 年 8 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市坊津町坊字菖蒲谷5515番 7
- 2 保安林として指定された目的

潮害の防備

- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第881号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和3年8月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
林内科胃腸科病院	鹿児島市武二丁目33番8号

- 2 認定の有効期限

令和6年8月2日

鹿児島県告示第882号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和3年8月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22

- 2 認定の有効期限

令和6年8月11日

鹿児島県告示第883号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和3年8月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
中野脳神経外科	鹿児島市東開町3番地163

- 2 認定の有効期限

令和6年7月6日

鹿児島県告示第884号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年8月13日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1271号	令和9年8月10日	加工家きんふん肥料	はるさー	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	喜多組商事株式会社	大阪市中 央区博 労町三 丁目 6番1 号 御堂筋エ

							スジービル 7 階
鹿児島県肥第 1272 号	令和 9 年 9 月 15 日	魚かす粉末	6 - 6 魚かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当なし	株式会社 窪田商店	鹿児島市城南町 19 番 10 号

鹿児島県告示第 885 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、薩摩川内市長から令和 3 年 4 月 27 日鹿児島県告示第 586 号で告示した公共測量の実施は、令和 3 年 7 月 22 日終了した旨の通知があった。

令和 3 年 8 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

始良・伊佐地域振興局告示第 26 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 8 月 13 日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニコフレンズ	霧島市国分広瀬二丁目 20 番 51 号	株式会社ニコネット	霧島市国分広瀬二丁目 20 番 51 号	西田 昭二	令和 3 年 7 月 1 日	放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第 27 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 8 月 13 日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
e ワーカーズ	霧島市隼人町見次 254 番地 6	特定非営利活動法人 e ワーカーズ鹿児島	霧島市隼人町見次 254 番地 6	紙屋久美子	令和 3 年 7 月 1 日	就労継続支援 B 型

公 告

葛輪地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 10 項の規定により、葛輪地区特定漁港漁場整備事業計画（平成 28 年 5 月 13 日鹿児島県公報第 3211 号をもって公表）を別冊のとおり変更した。

令和 3 年 8 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）